

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原 中 勝 征

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

平成 23 年 7 月 12 日付厚生労働省告示第 231 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、新名称の医薬品「メロキシカム錠 5mg「クニヒロ」」等、計 6 品目が薬価基準の別表に掲載されたものであります。

また、平成 23 年 7 月 12 日付厚生労働省告示第 232 号で、旧名称の医薬品「メロキシカム錠 5mg「NT」」等、計 6 品目が掲示事項等告示の別表に掲載され、経過措置品目（使用期限：平成 24 年 3 月 31 日限り）となりました。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 9 月号に掲載を予定しております。

（添付資料）

1. 官報（平 23. 7. 12 第 5595 号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について
（平 23. 7. 12 厚生労働省保険局医療課事務連絡）

官報

編集・印刷
 独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働二二二）
 ○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件（同二二二）

○厚生労働省告示第二百三十一号
 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。
 平成二十三年七月十二日
 厚生労働大臣 細川 律夫
 別表に第24部として次のように加える。

品名	追補	規格	単位	薬価
(め)				
メロキシカム錠 5mg	「クニヒロ」		5mg 1錠	23.20
メロキシカム錠 10mg	「クニヒロ」		10mg 1錠	34.40
(じ)				
ウスベリドン錠 0.5mg	「クニヒロ」		0.5mg 1錠	11.20
ウスベリドン錠 1mg	「クニヒロ」		1mg 1錠	17.90
ウスベリドン錠 2mg	「クニヒロ」		2mg 1錠	23.10
ウスベリドン錠 3mg	「クニヒロ」		3mg 1錠	34.30

○厚生労働省告示第二百三十三号
 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七号）の一部を次のように改正する。
 平成二十三年七月十二日
 厚生労働大臣 細川 律夫

別表第8に第9部として次のように加える。

品名	追補	規格	単位
(め)			
メロキシカム錠 5mg	「NT」		5mg 1錠
メロキシカム錠 10mg	「NT」		10mg 1錠
(じ)			
ウスベリドン錠 0.5mg	「NT」		0.5mg 1錠
ウスベリドン錠 1mg	「NT」		1mg 1錠
ウスベリドン錠 2mg	「NT」		2mg 1錠
ウスベリドン錠 3mg	「NT」		3mg 1錠



事 務 連 絡
平成23年7月12日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）については、平成23年厚生労働省告示第231号及び第232号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1. 薬価基準の一部改正について

- (1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（内用薬6品目）について、薬価基準の別表に収録したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収録されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	9,388	4,307	2,869	36	16,600

2. 揭示事項等告示の一部改正について

- (1) 新たに薬価基準に収録された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬6品目）について、揭示事項等告示の別表第8に収録することにより、平成24年4月1日以降保険診療における使用医薬品から除外するものであること。
- (2) (1)により揭示事項等告示の別表第8に収録されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	116	69	61	1	247

(参 考 1)

薬価基準告示

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬	メロキシカム錠5mg「クニヒロ」	メロキシカム	5mg 1錠	23.20
2	内用薬	メロキシカム錠10mg「クニヒロ」	メロキシカム	10mg 1錠	34.40
3	内用薬	リスペリドン錠0.5mg「クニヒロ」	リスペリドン	0.5mg 1錠	11.20
4	内用薬	リスペリドン錠1mg「クニヒロ」	リスペリドン	1mg 1錠	17.90
5	内用薬	リスペリドン錠2mg「クニヒロ」	リスペリドン	2mg 1錠	23.10
6	内用薬	リスペリドン錠3mg「クニヒロ」	リスペリドン	3mg 1錠	34.30

(参 考 2)

掲示事項等告示

別表8 (平成24年3月31日まで)

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬	メロキシカム錠5mg「NT」	メロキシカム	5mg 1錠	23.20
2	内用薬	メロキシカム錠10mg「NT」	メロキシカム	10mg 1錠	34.40
3	内用薬	リスペリドン錠0.5mg「NT」	リスペリドン	0.5mg 1錠	11.20
4	内用薬	リスペリドン錠1mg「NT」	リスペリドン	1mg 1錠	17.90
5	内用薬	リスペリドン錠2mg「NT」	リスペリドン	2mg 1錠	23.10
6	内用薬	リスペリドン錠3mg「NT」	リスペリドン	3mg 1錠	34.30